



ハローレーニング・ガイドブックの 変更・新設となっている箇所



ガイド・ブック内の変更点、新設等を掲載します

公共職業訓練（施設内）

ポリテクセンター

訓練科の名称変更、新設
（9、10頁）

ポリテクセンター鳥取

金属加工技術科



ものづくり溶接科
《名称変更》

※訓練の概要等に変更はありません

ポリテクセンター米子

【新設】スマートエコシステム科（企業実習付コース）

【訓練概要】

次世代の省エネ住宅に欠かせない電気・給排水設備・太陽光発電システムの施工技術を習得（企業実習を通じた職業体験付き）

【取得できる資格】（任意）

・第二種電気工事士 ・フォークリフト運転技能講習修了証

【目指す職業・職種】

・電気工事技術者 ・給排水配管作業技術者
・建築会社、工務店の営業・事務

離職者・在職者の方

教育訓練給付金

専門実践教育訓練の支給額が
拡充されました（13頁）

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。

◆ キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	雇用保険の被保険者（※）または被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合 （※）雇用保険の被保険者とは一般被保険者及び高齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。
支給額	<p>◆ 一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</p> <p>◆ 専門実践教育訓練</p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 （年間上限40万円、訓練期間は最大で3年間のため最大120万円）</p> <p>② 資格取得などをして、修了から1年以内に被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付</p> <p>※ ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の70%に相当する額 （年間上限56万円、訓練期間は最大で3年間のため、最大168万円）</p> <p>※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カード（在職者の場合、専門実践教育訓練の受講について、雇用保険の適用事業所の事業主が承認したことの証明書でも可）を添付して事前の手続を行う必要があります。</p>

- 自社の従業員が専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「**人材開発支援助成金（特定訓練コース）**」を受給できる場合があります（裏面参照）。
- 一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「**教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム**（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）」でもご覧になれます。

【お問合せ先】ハローワーク

技能検定（国家検定）

受検手数料の減免制度が
拡充されました（17頁）

【受検手数料の減免】

鳥取県が実施する技能検定において、35歳未満の方は、ものづくり分野の2級又は3級の実技試験の受検手数料が最大9,000円減額されます。また、学生はさらに減額される場合があります。

【お問合せ先】鳥取県職業能力開発協会

事業主向け助成金

人材開発支援助成金

助成金の名称等が変わりました (16頁)

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、有給教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

対象労働者	支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	
					生産性の向上が認められる場合※1
正規雇用労働者向け	特定訓練コース	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 (・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練)	[OFF-JT] ・経費助成 45(30)% 【60(45)%※2】 ・賃金助成 760(380)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 665(380)円/時・人 <1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円※4>	[OFF-JT] ・経費助成 60(45)% 【75(60)%※2】 ・賃金助成 960(480)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 840(480)円/時・人
	一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	他のコース以外の訓練について助成	[OFF-JT] ・経費助成 30% ・賃金助成 380円/時・人 <1年度1事業所当たり助成額は最大500万円>	[OFF-JT] ・経費助成 45% ・賃金助成 480円/時・人
	教育訓練休暇付与コース	中小企業	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成30万円	定額助成36万円
非正規雇用労働者向け	特別育成訓練コース	中小企業以外 中小企業	以下の訓練について助成 ・一般職業訓練 ・雇用型訓練 (・有期実習型訓練) ・中小企業等担い手育成訓練	[OFF-JT] ・経費助成 実費※5 ・賃金助成 760(475)円/時・人 [OJT※6] ・実施助成 760(665)円/時・人 <1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円>	[OFF-JT] ・経費助成 実費※5 ・賃金助成 960(600)円/時・人 [OJT※6] ・実施助成 960(840)円/時・人

- ※1 特定訓練コースについては、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から5ヶ月以内に割増支給申請をした場合に、通常の支給額からの割増し分を支給します。
- ※2 以下の場合に適用されます。
・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）
・若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 雇用型訓練に限ります。
- ※4 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。
- ※5 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。中小企業等担い手育成訓練は対象外。
- ※6 一般職業訓練を除く。

【お問合せ先】鳥取労働局 訓練室

お問合せ先一覧

お問合せ先の名称等が変わりました (背表紙)

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 労働政策課
鳥取県ふるさとハローワーク境港
とっとり若者仕事ぶらざ



鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
ふるさとハローワーク境港
ヤングハローワークとっとり TEL 0857-39-8986
(とっとり若者仕事ぶらざは閉鎖されました)

よなご若者仕事ぶらざ
くらし若者仕事プラザ
ミドル・シニア・レディース仕事プラザ鳥取
ミドル・シニア・レディース仕事プラザ倉吉
ミドル・シニア・レディース仕事プラザ米子



閉鎖
閉鎖
閉鎖
閉鎖
閉鎖



ハロートレーニング
— 急がば学べ —